

不適切保育防止に関する区の対応について

1 これまでの区の主な取組について（令和6年12月以降）

（1）「墨田区不適切保育防止のためのガイドライン」の策定

不適切保育を未然に防ぐこと、及び不適切な保育が疑われる事案が発生した際の対応を明確化することを目的に、区独自のガイドラインを策定した。令和6年度中に区内全保育施設等の全職員に行きわたるよう配布し、今後周知を図っていく（別添資料1「墨田区不適切保育防止のためのガイドライン」のとおり）。

（2）区内全保育施設等に対する一斉総点検調査の実施

区内全保育施設等を対象に、不適切保育の発生リスク等の状況を把握するためのアンケート調査等を実施した。

調査結果は、別添資料2「一斉総点検調査について」のとおりである。

（3）保育環境の整備

保育施設等における環境整備として、死角を減らすためのカーブミラー設置等に係る経費に対する補助事業や、各保育室やホール、午睡場所等の保育の実施場所での保育記録カメラの配備を行った。

（4）保育士等の人材育成支援の強化

区内全保育施設等に従事する職員全員を対象とした研修「不適切保育の未然防止について考える」（全2回）を実施し、延べ316人が受講した。対面による集合研修に加え、職員全員が受講できるように、研修動画のウェブ配信及びDVDの配布を行う等、保育士等の一人ひとりに“気づき”を促し、保育の質の向上を図る取組を行った。

（5）包括的性教育講演会の開催

子どもの人権尊重意識の向上や性に対する理解促進を目的に、以下のとおり、乳幼児の保護者を対象とした包括的性教育講演会を開催した。

〔講演会実績〕

性教育ではなく“生”教育「乳幼児期から家庭でできる性教育のすすめ」

開催日時：令和7年2月24日（月・祝）10時30分～12時

場所：すみだ保健子育て総合センター 1階 多目的ホール

参加者：110人

ライブ配信視聴者：70人

2 今後の取組について（令和7年度）

令和6年度に実施した緊急的な取組を受け、令和7年度は組織体制の強化を図るとともに、安全・安心な保育環境づくりに向けた取組をより一層推進していく。

（1）保育施設等における通報窓口の体制強化及び改善指導

保育施設等における不適切保育や虐待が疑われる行為を見聞きした際に、誰でも通報できる窓口を新たに設置する。

通報を受けた事案に対して、児童福祉司や臨床心理士、保育士等の専門家による調査を実施し、現場改善指導を行う。

（2）eラーニング研修による保育人材育成

区内全保育施設等に従事する職員全員を対象としたeラーニングによる研修を実施し、保育士等の人材育成を行う。

（3）区内全保育施設等の一斉定期点検調査

令和6年度に緊急的に実施した「一斉総点検調査」を定期的を実施することで、不適切保育の発生リスク等の状況を把握し検証を行っていく。

（4）子どもの人権に係る意識啓発

子どもの人権についての意識向上を図るため、子ども、保護者、保育士等に向けた性教育の普及啓発や研修等を実施する。

（5）午睡時の保育体制強化

保育施設において手薄になりがちな午睡時における保育体制を強化するため、私立保育所等に対する補助を行う。

（6）保育人材の確保

区内保育施設等における保育士の採用について、公私一体となって、より安定した保育人材の確保が図られるよう取り組む。

3 不適切保育防止に関する区の取組一覧

別添資料3のとおり